

目次

一、政務關係

- 1 吳涉外連絡協議會
- 2 戦犯關係調査
- 3 賈彦行為取締
- 4 アンザツクデー
- 5 要人來訪

二、經濟關係

- 1 石油類配給取締
- 2 生鮮魚類關係
- 3 遼洋漁船進水式
- 4 總司令部職員の縣下農村視察
- 5 食肉販賣價格
- 6 徵稅問題
- 7 營軍事施設の返還

三、賠償關係

- 1 十七軍工廠以外の軍工廠及研究所施設の評價
- 2 積取船比島LST八四三號入港

四、勞務關係

- 1 臺灣通譯募集

五、文化關係

- 1 縣立廣島醫科大學開學紀念式
- 2 英紙記者の來吳
- 3 果YWOA發會式

六、管下連絡事項

一、管下連絡事項
 1 吳縣政府の成立
 2 吳縣政府の組織
 3 吳縣政府の業務
 4 吳縣政府の財政
 5 吳縣政府の教育
 6 吳縣政府の衛生
 7 吳縣政府の交通
 8 吳縣政府の警察
 9 吳縣政府の司法
 10 吳縣政府の外交
 11 吳縣政府の内務
 12 吳縣政府の農林
 13 吳縣政府の工商
 14 吳縣政府の海防
 15 吳縣政府の地方自治

1 5 15 15 14 14 14 14 14 15 12 12 11 10 10 10 7 6 6 6 4 4 4 3 3 2 1 1 1

0054

一、政務關係

1 吳淞外連絡協議會

四月二十日當事務局長主催の下に第一回吳淞外連絡協議會を開催したが同會議には古領軍と關係のある在吳各官廳主幹部の外廣島商工局、中國地方貿易事務局及廣島地方經濟安定局各涉外主任官が出席し次の議

- (1) 本會議の設置とその運営に關する協議決定
- (2) 連絡懇談事項

向本協議會は連合軍當局と連絡關係のある主要官廳間の事務連絡を相互に密接にし對連合軍接觸上の意思の疎通調整を計ることを目的とし今後毎月二回開催することとなつた。

2 戰犯關係調査

港務部

- 1 四月二十七日當事務局長訪の總司令部調査課アイリツプ、チヌーレス氏から陛下下江田島、東能美、西能美兩島、倉橋島及附近諸小島嶼に昭

和二十年三月より終戰當時迄駐屯して居た陸軍部隊に對しその部隊名、隊長名、編成、人員數及その氏名、住所、階級の調査又同時に山口縣小月にあつた陸軍航空基地の部隊名及將校以上の氏名の調査方要求があつたから夫れ夫れ關係方面に連絡した。

3 賣淫行為取締

當地軍政部側の要望により吳、廣島兩地區に於ては四月末末日に亘り接客婦として登録され一定の區劃に於て營業を爲している、謂ゆる暗の女の一齊檢査が行はれた。これら被檢査者は何れも二十九日拘留の判決を受けその内吳、廣島地區外より來ている者は拘留の執行期限を受けて親元に送還され、右地區に家庭を有するものはその判決の執行を受けて親元となつた。尚廣島地區以外の親元に送還されたものが再び右地區内に立寄る場合には判決の執行を受けることとなつてゐる。尚これに關しては營業主の報告もなされてゐるが現在迄に吳に於て右拘

留の判決言渡しを受けたものは二二名、廣島に於ては二九名である。

4 アンザックデー

二十五日アンザックデーに當り當地駐屯英連邦軍占領軍部隊の葬兵式
が行われたが當日英連邦軍占領軍最高司令官は次の趣旨のメッセー
ジを發表した。

即ち自由と民主主義を守るためには義務に對し忠實になり自己を公の
ため奉仕することである。われわれ占領軍は日本人に對し「キクラヤ
といふもの」の根本を示していることを心せねばならぬ。

5 要人來訪

(イ) 歸途中であつた對日理事會英連邦代表バトリック・シヨオー氏は十八

日空路來日し十九日東京に向つて出發した。

(ロ) G. H. スタール代將、グリーン、ダグラス兩大佐夫妻、イタリヤ

大使の一行は二十三日、岡山を經由し二十四日來日した。

(ハ) 總司令部政治部キャプテン、ギター氏は厚生省飯島國立公園部長を

帶同十九日、神戸に來着し、神戸内海御光施設を視察し二十日多度津に

向つた。

(ニ) スムナリ代表一行來日

英國のJ. H. スムナリ氏並に中東、東印度、ビルマ、フィリッピン
各國の對日賠償委員代表七名は十四日早稲地區を視察し十五日佐世保に
向つた。

三 經濟關係

(1) 石油類配給取締

石油類の暗取引取締に關しては當事務局長執務半月報第二卷第四號に既報の
通り三月下旬中國軍政部係官から警告が發せられていたが、今般廣島軍
政部から四月二十六日附公傳を以て石油配給公團宛連駐軍工事請負業者關
係の石油類需要につきその受拂状況の報告を毎月提出するやう申し越しが
あつた。

(2) 生鮮魚類關係

生鮮魚類の統制に關聯しその配給増加、腐敗防止につき中國軍政部イデー

レ、大尉は四月二十二日當事務局長官を招致し、報告を求め更に四月二十七日、海軍省に報告し、局長及び農林省水産局下關駐在員を招致し、施設及び魚類輸送状況につき説明を求めた。

中國地方に於ける現状としては、冷蔵施設は大體整備を完了すのに充分であるが、他方魚類の不足、この爲に、魚は、遠洋漁船にあつては、旬二割に及んでゐる。鮮魚輸送専用列車の不足、現在二列車のみ、貨車の清掃補修の不十分等が魚類腐敗の原因をなしてゐる。

貨車の清掃に關しては、その後四月二十九日附を以て中國軍政部から青島鐵道局及びその下請たる日通に對して公文書を以て清掃勵行方指示があつた。尙中國軍政部は四月二十一日附管下五縣軍政部宛文書を以て、冷蔵不足のため汚損魚類の量が増加して大である、冷蔵用車の準備を以て、鹽揚港に備蓄が全く失はれてゐる場合が多い。

(イ) 水産業者の作業時間が少い

(ロ) 中國地方に於ける事實を指摘し左記諸項を勧告してゐる

(ハ) 漁業關係者に魚類配給の現状を認識させる措置、遠海漁船と鹽揚港との間にビツクアツプボードを使用すること

(ニ) 輸送當局と冷蔵製水業者との連絡を密接にする措置

(ヘ) 貨車輸送の監督

(二) 製氷能力を増加するに必要とする

3 遠洋漁船運水式

二十三日、野邊船所、吳工務に於て、遠洋漁船用鑛船柱丸及び橋丸(各七五屯)の進水式が、青島軍政部長シロワ、下中佐夫妻、外關係者多數出席のもとに行われた。

4 總司令部職員の縣下農村視察

總司令部天然資源局農業部副官主任サクレー氏は二十二、三日の兩日に亘り、縣下芦品郡町村を巡回し、供出、肥料配給、報務物資、一般農村經濟事情を調査したが、二十五日には高田郡方面の視察を行った。

5 食肉販賣價格

中國地方管内の食肉販賣價格について、四月二十五日中國軍政部商工課より報告が求めあつたので、青島地方物價事務局と連絡の上、次の要旨を説明した。

正肉(牛肉、豚肉、馬肉、綿羊肉、山羊肉)、鶏肉、鴨肉、ハム、ソーシ

以て夫夫公定價格が設定されているが生蓄價格が統制されてないので生蓄の値段は非常に高價となりその結果食肉價格の統制が困難であり目つその公定價格は現下の物價に比し不當に低位に据置かれてゐる。食肉價格の全面的改正が必要であるが右改正に當つては生蓄、食肉、その加工品、原皮、皮革等について一元的に統制價格を設定することが緊要且つ望ましい。然し他面生蓄價格の設定に關しては生蓄の縣外移出入統制の實施を前提として考ふべきでこれが實施強化を見なくては生蓄價格の統制は困難であり又反面畜産行政の見地より種種異論があることが豫想せられ、また農民側にも至大の影響を及ぼすものと思考せられるから右價格設定に就ては慎重考慮を必要とする他方本件價格改正に關しては中央當局に於ても研究中の由で近く改正あるものと豫想せられるが之が改正を見るまでは現状の暗價格の開放に當るの外なき現狀である。

7. 徵稅問題

中國軍政部に派遣され中國地方各級の徵稅問題を擔當してゐる總司令部マーチン中尉は本地方の徵稅問題について次の通り語つた。
四月三十日現在徵稅成績は次の通りである

廣島	一一三三〇%
山口	一一七七〇%
岡山	一一五三二%
鳥取	一〇四六四%
島根	一二一三七%
中國地方平均	一一四八八% (總額一一六億三六五五萬八〇〇圓)

今般の徵稅問題で最も困難であつたのは稅務官吏の問題であつた。組合側は共産分子の煽動により徵稅をしむり非協力的態度に出で税金は一級大衆の爲に使はれるものではないと宣傳していかやうであるが、總司令部側の徵稅監視により漸次組合側の態度は軟化し監視隊の來たて月頃比較べ徵稅率は漸次上昇を示している。

納税者側の負担については、軍兵組合等になつても、又共産主義分子の妨害に
より前記と同様の煽動に驅らされ非協力の態度に出るものもあつたが監
視隊に於ては不納の場合には納税額以上の罰金の課せられる等あまなく
解明運動を行つた結果納税に努力せしめることに成功した模様である。
第三國人については大した問題は起つていないようであるが暗取引等の
発見せられた場合にはその都度課税するといふような手段をとつた。
税務官吏の取締問題については若干の事件を発見したがこの問題にはむ
しろ國民の自覺に幾つ點が多いやうに感ぜられた。
今回の徴税監視に於ては總して圓滑に進展した印象を受けたがそれはホ
スターその他の宣傳が多くの効果をもちたつた爲と思はれる。
當初自分等は五月一杯で切り上げる豫定であつたが今の處六月末歸京の
豫定である。現在のところ徴税目標は一億圓の徴税額のおかれ、
實質は目標を一〇一二〇%突破しているが未だ徴税額に達してはいない
のでその額に達するのを見届けて歸京する積りである。

7 陸軍施設の返還

陸軍軍政部から夫れ夫れ公文を以て江田島海軍兵學校大原分工場は返還
し差支ない旨（四月十六日附五五〇七第六〇三五號）元十一空廠中新開
女子工員宿舎は英軍側が必要とするから返還に應じ得ない旨（四月十九
日附五五〇七第六〇三五號）で通知があつた。

三 賠償關係

- 1 十七軍工廠以外の軍工廠及研究所施設の評價
- 2 四月五日附の五五〇七指令に依つて本件作業を行ふこととなり慶島財
務局は四月二十三日同司令下の山本橋本代表を同局に招致して打合
せを行つた
- 3 賠償標準見調査課長は本件に關する連絡のため四月十八日來吳した
- 4 評價講習が四月三十日及五月一日東京で開催され財務局關係官等が
出席した
- 5 積取船比島LST八四三號入港

0059

積取船「スチム」八四三號は四月二十一日午後七時入港、翌朝九時から荷役を開始し二十四日午後三時終了、二十五日午前九時調印を行ひ二十六日朝八時大阪向け出帆した。
積取り機銃一八六臺、梱包數二四三個で重量七七五屯、容積一、二一八屯である。

中国向け追加割當に對する梱包契約
賠償廳から本件追加分九十三臺の梱包に對しては協議會を開いて新契約による入札方法をとるべき旨四月二日電報があつたが吳管財支所では三月十三日廣東軍政部から非公式追加割當表を受け、これに基いて既に舊落札者丸社の入札を行ひ（且海に落札）梱包も當時已に大部分終了していた縁を次第で新業者の参加方協議を行ふ餘地がなかつた（四月十一日全部完了）右に關し管財部では軍政部の前記通知を受け先當時は中國船の入港豫定まで一ヶ月の期間があつたに過ぎず、この間に單に講習を受けたのみで本梱包を實施した経験のない業者を使用するとき

は到底間に合ふべくもないので一次梱包の實施で相當の成績を挙げた経験者のみの指名入札を行つたと説明している。

4 縣賠償協議會に擔當官派遣

賠償事務に關する中央の指示を徹然としめ日づ賠償問題に對する狀勢の推移を認識せしめ併せて地方との事務的連絡を密にするため縣協議會に當事務局擔當官をその都度出席せしめることとし各縣にその旨通知した

5 縣賠償協議會經費割當に關し

賠償廳分として二及三月の縣協議會に對する經費を左の通り山口、岡山及廣島の三協議會に割當て交附したが安本分經費が全面的に削られたことは甚だ遺憾とするところで地方運調の縣側に對する立場上今後是非共地方及縣協議會に對する經費の増配方中央に於て御配慮願ひたい。

12

山口縣	一四三〇〇圓
廣島縣	一、二〇〇圓
岡山縣	一、二〇〇圓

6 積取船要求のポイとサイビス

四月二十一日入港した積取船比島LST八四三號は當地に於て機関の一部を修繕したところ同船の取扱振りについて疑義を生じ英軍總務管理官及び同船長等は同船を軍艦として取扱ふべき旨を主張したので當事務局では軍政部と連絡の上これを商船として取扱うことに決し前記修理費はこれを貿易勘定とする手續を執つた。

尙これ等船舶の要求に對し現地海軍局及び貿易事務局側ではその取扱振りに暗く當事務局からの連絡注意によつてはじめて前記の處置を執り得た状況であるから當事務局としては今後ともその指導に萬全を期する次第であるが、賠償合算四二號電報後に於ける賠償船の取扱いに關し何等か變更があれば至急通報方を希望する。

なほ吳港水域は英軍占領下にある關係上水先案内(英軍常備)、パイ等何れも英軍のものを使用しまた水について給水船が英占領下にあるため日本側としての給水は困難な状況にある。

7 シヤープ氏陸軍地産造管工場視察

G.H.Q. 經濟科總局シヤープ氏は十九日來吳し播磨造船、水野造船を、二十一日廣島の三菱、水野、宇品各造船所を視察した外廣島市に於て各層懇談會に出席し賠償問題について説明があつた。

四 勞務關係

1 露語通譯募集

四月二十二日廣島軍政部から事務局長官に對し露語通譯三名の斡旋方申入れがあつた。因に同通譯は二名は軍政部に於て、一名は英連邦軍吳港地産に於て臨時雇として雇ふことである。

右申入れに對し適當者三名を推薦しておいた。

五 文化關係

1 國立廣島醫科大學開學紀念式

さきに阿蘇共濟病院の返還を受けた國立廣島醫科大學では軍政部、英連邦占領軍係官の臨席をあつた二十四日開學紀念式を舉行したが同紀念式

0062

には英連邦占領軍吳基地司令官アービング代將及廣島軍政部長クワ
 1 F 中佐の祝辭が夫夫代讀された。
 2 英紙記者の來吳
 さきに六ヶ月の滞在で來朝したロンドン、オブザーパー紙記者トレッシ
 イ女史は二十一日來吳したが約一週間滞在し廣島方面を視察する滞定で
 ある。

3 吳 Y W O A 發會式
 發て英連邦軍側の支援を受け元海軍共濟會館跡に開館準備中であつた吳
 Y W O A は二十一日發會式を舉げたが同式には日本キリスト教會牧師植
 村環女史が來吳參加した。

六 管下連絡事項
 中央から發付の警警等の内管下關係官廳（配布のものは次の通りである）

三三〇	八軍施行命令 第三一號	賠償對象工業施設の件
-----	----------------	------------

四一三	八軍司令部覺書 AG六一一（I B）	道路保全に關する件	中國五縣知事 長
四二六	賠償總長官來電	賠償工場の轉換及び 再轉換工場について	廣島財務局長 廣島商工局長 中國海運局長 中國五縣知事
四二六	賠償總長官來電	賠償工場内指定機械 の一時使用について	同 右

RA'-0127

0230

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan